

# 定期預金

平成30年4月1日現在

<b>商 品 名</b>	<b>退職金専用定期預金「懸け橋（1年定期）」</b> （お取扱期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで） <small>※金利環境の変化等によりお取扱期間であっても、予告なく商品内容の変更、 または取扱いを中止することがありますので予めご了承ください。</small>
--------------	---

<b>販売対象</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の方で、退職から1年以内に退職金を原資としてお預け入れされることを条件とします（他金融機関からの預替えを含む）。</li> </ul>
<b>期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年</li> <li>元金または元利金の自動継続の取扱い</li> </ul>
<b>預入</b> (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 お一人様100万円以上かつ退職金の範囲内 1円単位
<b>払戻方法</b>	満期日以後に一括して払い戻します。
<b>利息</b> (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	固定金利 <ul style="list-style-type: none"> <li>預入金額が100万円以上1,000万円未満の場合、スーパー定期預金（300万円未満・300万円以上）の店頭表示金利に0.05%プラスします。</li> <li>預入金額が1,000万円以上の場合、大口定期の店頭表示金利に0.05%プラスします。</li> <li>当金庫に公的年金（企業年金及び共済年金等も含む）のお振込みの指定をされた方、当金庫に公的年金のお受取のご予約をされた方（原則、年金の受取り開始まで3年以内で当金庫所定の年金ご予約申込書にご記入頂いた方）、または当金庫に再就職後の給与振込み口座の指定をされた方は上記の金利にさらに0.10%プラスします。（既に当金庫に上記のお申込み等をしている方を含みます。）</li> <li>自動継続後の適用金利は、継続日における同一預入期間のスーパー定期または大口定期の店頭表示金利となります。</li> </ul> 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円単位とした1年を365日とする日割計算
<b>税金</b>	20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 <small>※平成25年1月1日から平成49年12月31日に受取る利息には、復興特別所得税が上乘せされ、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</small>
<b>手数料</b>	—
<b>確認資料</b>	退職所得の源泉徴収票、通帳など退職金の受取日と金額を確認できる資料（当金庫に年金のお振込みの指定をされる場合は、そのことを確認できる資料）の提示をお願いします。
<b>付加できる特約事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マル優の取扱いはできません。</li> <li>「総合口座」の担保とすることはできません。</li> </ul>
<b>中途解約時の取扱い</b>	スーパー定期または大口定期に準じたお取扱いとなります。
<b>金利情報の入手方法</b>	金利は店頭備え付けの金利ボード又は窓口へご照会ください。

# 定期預金

平成30年4月1日現在

<b>商 品 名</b>	<b>退職金専用定期預金「懸け橋（1年定期）」</b> （お取扱期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで） ※金利環境の変化等によりお取扱期間であっても、予告なく商品内容の変更、 または取扱いを中止することがありますので予めご了承ください。
--------------	---

<b>預金保険制度</b>	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます）
<b>苦情処理措置・ 紛争解決措置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置              本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または監査部法務課（9時～17時、電話：096-366-1148）にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置              東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記監査部法務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。              なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫監査部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
<b>その他参考となる事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫において退職金専用定期預金のご利用はお一人さま一回に限ります。</li> <li>・ お預入時に、当金庫に公的年金や給与のお振込みの指定をされている方が、本退職金専用定期預金のご契約後に当金庫の口座に振込がなくなった場合は、ご契約日における同一預入期間のスーパー定期または大口定期の店頭表示金利を適用する場合があります。</li> <li>・ 商品内容の詳細については、当金庫営業日に営業店または業務部（9時～17時、電話：096-366-1123）にお尋ねください。</li> </ul>